

## 第30回総会議事録

<開催日> 令和5年1月6日（金曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1・A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第356号～報告第388号

農地法第3条の3届出 15件

農地法第4条届出 5件

農地法第5条届出 13件

日程第3 報告第389号～報告第397号 農地の転用事実等に関する照会 9件

日程第4 報告第398号～報告第409号 農地法第18条第6項等通知 12件

日程第5 報告第410号 「令和4年農作業料金・農業労賃」の調査について 1件

日程第6 議案第168号～議案第176号 農地法第3条許可申請 9件

日程第7 議案第177号 農地法第4条許可申請 1件

日程第8 議案第178号～議案第184号 農地法第5条許可申請 7件

日程第9 議案第185号 木更津市農用地利用集積計画の決定について  
（令和4年度第10次計画分） 1件

<出席委員>

	2番	山口 進		3番	杉山 孝
4番	竹内 和雄	5番	齋藤 洋一	7番	篠田 一男
8番	平野 眞一	9番	金子 一夫		
11番	庄司 英実	12番	江尻 幸子	13番	高橋 勇
14番	清水 宏益			16番	吉田 和義
17番	安藤 一男				

以上 13人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 1番 山口 登志雄 10番 地曳 功一 15番 林 憲司  
18番 地曳 昭裕

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	石井 彰一	係長	加藤 進哉	主査	吉野 慶太
主任主事	杉沢 謙太朗				

<午後3時00分開会>

議長

あらためまして、委員の皆様、明けましておめでとうございます。  
本年もよろしく願いいたします。

それでは、ただ今から、第30回総会を開催いたします。

本日の出席委員は13名であり、会議は成立していることを報告いたします。

なお、議席1番山口登志雄委員、議席10番地曳功一委員、議席15番林委員、議席18番地曳昭裕委員から欠席の届け出がありました。

本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席3番杉山孝委員と議席12番江尻幸子委員を指名いたします。

書記には事務局職員、吉野主査を任命いたします。

次に、日程第2 報告第356号から報告第388号、3ページから10ページの農地法第3条の3の届出15件、農地法第4条の届出5件、農地法第5条の届出13件についての報告でございます。

本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第389号から報告第397号、11ページから12ページの農地の転用事実等に関する照会9件についての報告でございます。

本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第398号から報告第409号、13ページから15ページの農地法第18条第6項等の通知12件の報告でございます。

本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。

農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 報告第410号、16ページから18ページの令和4年農作業料金・農業労賃の調査についての報告でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第410号、令和4年農作業料金・農業労賃の調査について、ご説明いたします。

本案件は、千葉県農業会議により、県内の標準農作業労働条件の設定資料として活用するため実施されるものです。

委員の皆様からご協力していただいた調査結果ですが、回答件数は11件でした。これらの集計結果の平均額を算出し、10円単位を四捨五入して端数処理したものを作成いたしました。

また、労働時間は8時間で統一し、現金支払額についても労働時間を8時間あたりで換算した額で算出いたしました。

昨年度同様に、木更津市公式ホームページへの掲載については、比較する農協の料金が公表されたときに、改めて総会で諮らせていただきます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

次に、日程第6 議案第168号から議案第176号、19ページから20ページの農地法第3条の許可申請9案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第168号から議案第176号、農地法第3条許可申請9案件について、ご説明いたします。

なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第168号ですが、申請箇所は、3条位置図1の畔戸地先の農地になります。農業経営の拡大を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第169号ですが、申請箇所は、3条位置図2の牛袋地先及び十日市場地先の農地になります。

農業経営の安定を図る譲受人と、高齢により耕作が困難な譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第170号ですが、申請箇所は、3条位置図3の牛袋地先の農地になります。農業経営の安定を図る譲受人と、高齢により耕作が困難な譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第171号ですが、申請箇所は、3条位置図4の有吉地先の農地になります。農業経営の拡張を図る譲受人と、耕作をしていない譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、贈与による所有権移転をするものです。

続いて、議案第172号ですが、申請箇所は、3条位置図5の祇園地先の農地になります。農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第173号ですが、申請箇所は、3条位置図6の矢那地先の農地になります。木更津市内で、新規農業経営を開始する譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、使用貸借権設定をするものです。なお、新規就農となる譲受人については、令和4年12月20日に地区担当委員などの関係委員による事前審査会を実施し、農業経営実施計画書を基に、今後の営農計画の確認及び面接による聞き取り調査を行ったところ、新規に就農することについて問題は無いとなりました。

続いて、議案第174号から議案第176号ですが、譲受人が同一のため一括して、ご説明いたします。

申請箇所は、3条位置図7の真里谷地先の農地になります。木更津市内で、新規で営農を開始する譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、賃借権の設定をするものです。なお、新規就農となる譲受人については、令和4年12月6日に地区担当委員などの関係委員による事前審査会を実施し、農業経営実施計画書を基に、今後の営農計画の確認及び面接による聞き取り調査を行ったところ、新規に就農することについて問題は無いとなりました。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。初めに、議案第168号について、篠田委員をお願いします。

篠田委員

議案第168号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

篠田委員

本件は、農業経営の拡大のため申請がされたものです。  
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、5,689平方メートルの農地をアルバイトを含めて6人で耕作しています。  
農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。  
申請地は畑で、タマネギ・ニンニク・トマト・ナスを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。  
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第169号から議案第171号について、杉山委員お願いします。

杉山委員

議案第169号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。  
本件は、農業経営安定のため申請がされたものです。  
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約80日で、26,599平方メートルの農地を家族5人で耕作しています。  
農業機械はトラクター・田植え機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。  
申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。  
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第170号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。  
本件は、農業経営安定のため申請がされたものです。  
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約80日で、26,599平方メートルの農地を家族5人で耕作しています。  
農業機械はトラクター・農業用トラック・運搬車等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。  
申請地は畑で、梨を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。なお、譲受人の住所は県外ですが、現在は市内の実家へ戻ってきており、家族と共に耕作をしております。なお、共に耕作をしている家族については、以前から当該地区で広く耕作をしております。  
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第171号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。  
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。  
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、23,553平方メートルの農地を1人で耕作しています。  
農業機械はトラクター・耕うん機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。  
申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。  
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第172号について、齋藤委員お願いします。

齋藤委員

議案第172号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、14,025平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田で、水稻を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第173号について、平野委員お願いします。

平野委員

議案第173号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、本市において新規で農業経営を開始するために申請がされたものです。

譲受人は、元々ある■■■■■■から畜産部門が独立してできた法人であり、酪農を主に経営している会社です。先に事務局より説明がありましたが、事前審査会を開催し、農業経験や営農計画を確認したところ、酪農自体は4年前から行っており経験については問題ないことと、既に自社でチーズ類の販売を行っているため収益性も見込みがありました。

これらのことから審査会の結果は、農地法第3条の許可基準を満たしているとされました。

次に家畜等についてですが、山羊・羊・水牛等を所有しており、申請予定地の10,500平方メートルの中でこれらの家畜を放牧します。

また、今後農地を拡大していく等の計画は無く、今ある■■■■■■のなかで、主に経営していくことと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第174号から議案第176号について、金子委員お願いします。

金子委員

議案第174号から議案第176号について、譲受人が同一のため一括して、ご説明いたします。

本件は、新規で営農を始めるために申請がされたものです。

当該法人は、令和4年11月に設立したばかりのため、先立って、事前審査会が行われました。農業経験及び営農計画について審査したところ、既に法人設立前から個人個人でそれぞれ営農を行っており、販売実績もあるようでした。それらの個人が集まって新しく立ち上げた法人であり、今後の見込みも十分であると思われました。

農業機械については、耕うん機・草刈り機・農業用トラック等を所有しております。

今回、賃貸借権を設定する土地は、3件分合わせて5,208平方メートルの畑で、それらにおいてブルーベリーの作付けと養蜂を行う予定です。

また、今後近隣の土地を買う等により、少し規模を拡張する予定はあるようですが、大きく開拓をしたり、観光農園のために転用行為をするなどの予定は無いとのことですので、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、説明が終わりました。  
ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第168号から議案第176号の9案件について、一括で採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。  
議案第168号から議案第176号、農地法第3条の許可申請9案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。  
よって、議案第168号から議案第176号は、許可と決定いたします。

次に、日程第7 議案第177号、21ページの農地法第4条の許可申請について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第177号、農地法第4条許可申請について、ご説明いたします。  
申請箇所は、転用位置図4-1の牛込地先の農地になります。  
申請目的は、自己使用の駐車場として転用するものです。  
農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。  
次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。  
資金計画ですが、整地費等の費用は■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。  
転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。  
次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年3月中旬までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われま。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の高橋委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

高橋委員

議案第177号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず整地のみのため、土砂の流出等は起きないと思われま。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題は無いと思われま。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無

高橋委員

いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いし

ます。ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第177号、農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第177号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第8 議案第178号から議案第184号、22ページから23ページの農地法第5条の許可申請7

案件について、議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第178号から議案第184号、農地法第5条許可申請の7案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第178号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の万石地先の農地になります。

申請目的は、資材置場として利用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未

満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

最後に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年6月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われま

す。次に、議案第179号及び議案第180号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の中里地先の農地になります。

申請目的は、長屋住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未

満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年9月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

次に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議申請書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

最後に補足として、隣接する農地の中里193番1についてですが、現在耕作等はされていないものの、今回の開発によりそのままの高さだと水たまりになってしまうことから、地権者の要望等もあり、山砂による埋立てが行われます。埋立てについては、山砂による埋立て、小規模で行われることから届出が必要なものであり、既に農業委員会には届出されており、申請事業と同時に埋立てが行われる予定です。

次に、議案第181号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の高柳地先の農地になります。

申請目的は、車両集積場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年12月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われま

次に、議案第182号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の矢那地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております

農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満で小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金及び親族からの借入金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和6年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議申請書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

次に、議案第183号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の牛袋地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、北側にある高速道路の袖ヶ浦インターチェンジからおおむね300メートル以内の農地であるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支

事務局

障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年5月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、他法令の状況ですが、売電に関する契約書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

次に、議案第184号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の真里地先の農地になります。

申請目的は、変電所として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、北側に農地が広がり、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。この第1種農地では、原則的には転用許可できないのですが、本案件は、発電事業者が設置する変電所であり、電気事業法による発電事業の用に供する電気工作物に該当するため、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和6年10月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、他法令の状況ですが、発電事業届出書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第178号から議案第181号については、私から説明いたします。

安藤委員

初めに、議案第178号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、整地のみのため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願

続いて、議案第179号及び議案第180号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は雨水浸透施設を経由し、オ

安藤委員

一バーフロー分を北側水路へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理した後、北側水路へ放流するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障はないため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願

いします。続いて、議案第181号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたし

ます。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、整地のうえ碎石を敷くのみのため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われ

るため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

議長

すので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願

議長

いします。続いて、議案第182号について、竹内委員をお願いします。初めに、議案第182号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたし

ます。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず整地のみのため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は敷地内自然浸透、汚水は合併浄化槽で処理した後に既設排水溝へ放流するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺の農地は親族所有のものであるため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺農地は親族所有のものであり、耕作地からは離して建築されるため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願

議長

いします。続いて、議案第183号について、杉山委員をお願いします。

杉山委員	<p>議案第183号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、整地のみのため土砂の流出等は起きないと思われます。</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。</p> <p>次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、境界から離して設置する計画のため問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第184号について、金子委員お願ひします。</p>
金子委員	<p>議案第184号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、整地のみのため、土砂の流出等は起きないと思われます。</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。</p> <p>次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、境界から離して設置され、影響がないようにした計画のため問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、工事中は鉄板等を敷き、工事後に何かあれば現状復帰を行う計画のため問題はないと思われます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願ひします。</p>
吉田委員	<p>はい。</p>
議長	<p>吉田委員、どうぞ。</p>
吉田委員	<p>議案第184号について伺いますが、転用目的が変電所ということですが、発電施設が市原市にあるのに、なぜこの場所に作るのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。市原市となっておりますが、場所としては馬來田の山奥の場所でありまして、また、スクリーン上の地図で見ていただくとわかるのですが、ここに送電用の鉄塔が存在し、ここが電線を繋ぐのに適している場所であり、東京電力とも相談した結果、この場所が選ばれました。</p>

吉田委員

わかりました。

議長

その他、ございますか。

ご意見等も無いようですので、議案第178号から議案第184号の7案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたします。

議案第178号から議案第184号、農地法第5条の許可申請7案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第178号から議案第184号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第9 議案第185号、24ページから29ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和4年度第10次計画分を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第185号、木更津市農用地利用集積、令和4年度第10次計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、令和4年12月22日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿ってご説明いたします。

今回の計画は、計画1から計画7となっております。

利用目的は、計画1から計画5、計画7が水稻を、計画6が露地野菜を作付けする計画となっております。

利用権設定の種類は、計画1から計画6が賃借権の設定、計画7が所有権の移転となっております。

利用権設定期間は、計画1から計画5が10年、計画6が5年となっております。

計画合計数は、44筆41,885平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、計画1番から計画5番について、杉山委員をお願いします。

杉山委員

初めに、計画番号1番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規で借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

杉山委員

続いて、計画番号2番から計画番号5番について、利用権の設定を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規で借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのこととあります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画6番について、江尻委員お願いします。

江尻委員

私からは、計画番号6番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規で借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのこととあります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画7番について、林委員に代わり、金子委員お願いします。

金子委員

林委員に代わって私から、計画番号7番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張と自作地に近い当該農地を取得し、耕作の利便性向上等を図るに当り、当該農地を買い受けるものです。

所有権の移転を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのこととあります。

以上のことから、買受人は所有権の移転を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第185号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和4年度第10次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第185号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものいたします。

以上で、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

議長

これもちまして、第30回総会を閉会といたします。  
終了時間は、午後3時55分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年1月6日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

杉 山 孝

江 尻 幸 子